

不使用取消審判をご存知ですか

商標を使用
していないから
取り消すべき!



審判
請求書

使用しているのに...
どうすれば...?

登録
商標



登録商標を使用している場合でも、不使用取消
審判が請求されることがあります。



「使用」の事実を示す資料を
特許庁へご提出ください!

- 商標登録後、「登録商標を使用していないから取り消すべき」と不使用取消審判が請求される場合があります。
- その場合、登録商標を使用していたことを証明すれば、商標登録が取り消されることはありません。
- 商標権者は、登録商標の「使用」の事実を示す資料(取引書類等)を、日頃から管理し、紛失しないようにしましょう。

登録商標の「使用」が認められるためには



- ①取消審判請求の登録前過去3年間に
- ②日本で
- ③商標権者等が
- ④取消審判請求された商品・役務に
- ⑤登録商標を
- ⑥どのように使用していたかを、商標権者が明らかにします。

どんな資料があれば「使用」を証明できる？

例
1

登録商標を表示した商品を自社店舗で販売している

以下の資料は、有力な証拠となります。

- ✓ 自社店舗に陳列された商品の写真
- ✓ その商品の販売の事実を裏付ける取引書類

例
2

登録商標を表示した自社ウェブサイトで、自社の商品・役務を紹介している

以下の資料は、有力な証拠となります。

- ✓ そのウェブサイトの印刷物又は保存データ

より具体的な情報を知りたい…

登録商標の使用の立証のポイントや留意事項及び参考判決をまとめた「不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料」を特許庁のホームページで公表しています。是非、参考としてください。



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf

<お問い合わせ>

特許庁審判部審判課審判企画室

TEL: 03-3581-1101

(内線5853)

<審判の手続き等に関するご相談>

知財総合支援窓口

TEL: 0570-082100

(全国に設置されたお近くの窓口におつなぎします。)